

改正案	現行
<p>(免許の単位)</p> <p>第二条 無線局の免許の申請は、次に掲げる無線局の種別に従い、送信設備の設置場所（移動する無線局のうち、人工衛星局については人工衛星、船舶局、遭難自動通報局、航空機局、無線航行移動局、人工衛星局、船舶地球局及び航空機地球局以外のものについては送信装置とする。）ごとに行わなければならない。</p> <p>一〜十 (略)</p> <p>2〜4 (略)</p> <p>5 基幹放送局（基幹放送（法第五条第四項の基幹放送をいう。以下同じ。）を行う実用化試験局を含む。以下同じ。）の免許の申請は、第一項及び第二項の規定によるほか、次の各号に定める区分ごとに、かつ、希望する周波数の一ごと（受信障害対策中継放送、衛星基幹放送、内外放送、短波放送又は総務大臣が別に告示する基幹放送局が行う放送の場合を除く。）に行わなければならない。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>四 基幹放送の種類による区分</p> <p>(1)〜(3) (略)</p> <p>(4) 標準テレビジョン放送</p> <p>(5) 高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送</p> <p>(6) 高精細度テレビジョン放送</p> <p><u>(7) 超高精細度テレビジョン放送</u></p>	<p>(免許の単位)</p> <p>第二条 (同上)</p> <p>一〜十 (同上)</p> <p>2〜4 (同上)</p> <p>5 (同上)</p> <p>一〜三 (同上)</p> <p>四 (同上)</p> <p>(1)〜(3) (同上)</p> <p>(4) (同上)</p> <p>(5) (同上)</p> <p>(6) (同上)</p> <p>(新設)</p>

(8) ~ (13) (並)

五・六 (並)

七 ~ 九 (並)

別表第二号第5 衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局の無線局事項書の様式(第4条、第12条関係)

注1~18 (略)

19 17の欄の記載は次によること。

(1) (略)

(2) 希望する周波数の範囲は、「何GHzから何GHzまで」のように記載するほか、次によること。

ア 衛星基幹放送又は内外放送を行う基幹放送局の場合は、希望する周波数の数を併せて記載すること。

イ デジタル放送を行う基幹放送局の場合は、次によること。

(ア) 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第2節及び第6章第3節に規定するデジタル放送を行う基幹放送局の場合は、希望する1秒におけるシンボル数を「28.860メガボー」のように併せて記載すること。

(イ) 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第3節及び第6章第5節に規定するデジタル放送を行う基幹放送局の場合は、希望する1秒におけるシンボル数を「33.7561メガボー」のように併せて記載すること。

(ウ) 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送

(1) ~ (12) (並)

五・六 (並)

七 ~ 九 (並)

別表第2号第5 衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局の無線局事項書の様式(第4条、第12条関係)

注1~18 (同左)

19 (同左)

(1) (同左)

(2) (同左)

ア (同左)

イ (同左)

(ア) (同左)

(イ) 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第3節及び第6章第5節に規定するデジタル放送を行う基幹放送局の場合は、希望する1秒におけるシンボル数を「32.5941メガボー」のように併せて記載すること。

(ウ) (同左)

信の標準方式第6章第2節に規定するデジタル放送を行う  
基幹放送局の場合は、希望する1秒における伝送容量を  
「毎秒42.192メガビット」のように併せて記載するこ  
と。

(エ) 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送  
信の標準方式第6章第4節に規定するデジタル放送を行う  
基幹放送局の場合は、希望する1秒における伝送容量を  
「毎秒69.718メガビット」のように併せて記載するこ  
と。

(エ) (同左)